

# 移民の倫理学をめぐる一試論： 国家に個人を排除する道徳的権利はあるのか

福原正人

## 要約

Do states have the moral right to control and exclude all kinds of would-be immigrants from their territory? Does the admission policy of each state have *pro tanto* legitimacy? To answer these questions, this paper focuses on the alleged right to exclusion in terms of the territoriality of states. This paper proceeds as follows. I provide a detailed account of three arguments in defense of a state's right to restrict immigration: (1) the right of collective self-determination, (2) the right of territorial jurisdiction, and (3) the mixed argument of (1) and (2). Thus, I show that these well-known defenses of the exclusionary right fail in the deontological defense of excluding immigrants from the territory. In conclusion, I suggest that the consequential defense of exclusion would be the only potential defense left.

キーワード：移民の倫理学，自己決定権，支配権，領土

## 1. はじめに

本稿は、移民の倫理学、とりわけ国家が移民を排除する道徳的権利をめぐる一試論である<sup>1)</sup>。リベラリズムをめぐる学術的論争は、国家権力の正当性を主たる戦場としてきた。そこでは、個人と政治社会に関する仮説的な関係を前提に、権利義務の公正な分配を可能にする制度的スキームの正当性が問われてきた。こうした問いの立て方それ自体を、国境を越える移民という実践的関心から捉え直す哲学的企図に先鞭をつけたのが、カレンズに代表される国境開放論である (Carens 1987; See also 岸見 2014)。それによれば、リベラリズムの基底価値である個人の道徳的平等を真剣に捉えた場合、恣意的な理由により確定された国境を基準として権利分配の制度的スキームとして機能する政治社会への参入を選別・排除することは到底正当化できない。こうした主張は、コスモポリタンと呼ばれる論者を中心に賛同を得る一方、広くステイティストと呼ばれる論者は、国家はあらゆる移住希望者 (would-be immigrants, prospective immigrants) を選別・排除する道徳的権利 (以下、これを「排除する権利」と呼ぶ) があり、よって各国が独自に施行する入国管理政策はある程度の (pro tanto) 正統性を有すると主張する<sup>2)</sup>。

では、「排除する権利」は具体的にどのような道徳的内容を含意するのか。議論を始める前に、いくつか論点を整理しておきたい。まず、個人は、経済的・社会的成功といった善き生の達成に必要な環境や資本を得るために移動する自由をもつ。むろん、こうした移動の自由は、国境

を越えた移動に関する道徳的含意を先取しない程度に弱い自由である (Waldron 2015: pp.11-12)<sup>3)</sup>。よって、本稿が念頭にする国境を越える移民とは、緊急性のある政治的理由等で国外脱出を余儀なくされる難民 (refugees and asylum seekers) だけでなく、こうした移動の自由という観点から国境を越えて移動する経済移民 (economic immigrants) をも含む。

さらに、このように幅広く定義された移民が受け入れ国の政治社会に参入する場合に考えられるアクセスのあり方は、(1) 政治社会の正規構成員として最大限の権利分配が保障される成員資格へのアクセス (the citizenship access), (2) 学生・ゲストワーカーも含める領土内での居住を伴う滞在者として、前者に満たない権利分配が保障される領土へのアクセス (the territorial access) に区別できる<sup>4)</sup>。これは、国境を越える移民が権利分配の制度的スキームとして機能する国家とのあいだにいかなる権利関係を結ぶのかという観点から設定された概念的区別であるが、その背景には、移民の倫理学で問題となる排除の論理は、自国生まれの市民以外のあらゆる個人が自国領土内に足を踏み入れることで入国することそれ自体を選別・排除することを含意する、という主張がある (Fine 2010; Laegaard 2010; Song 2016)。つまり、「排除する権利」は、成員資格だけでなく領土へのアクセスからの排除という道徳的内容をもつ。

その根拠は、少なくとも二つ考えられる。第一に、国家が人や物の移動を制限する権利は、国家が特定の領域的空間を支配する権利、つまり支配権 (the right to jurisdiction) から派生すると考えられるからである (Buchanan 2003; Nine 2012)。つまり、「排除する権利」は概念的に領域的な排除を含意する必要がある。第二に、入国管理に関する道徳的直観は、入国審査に並ぶ人々や国境地帯で足止めを食らう人々等を想起することで、個人が自国領土内に足を踏み入れることそれ自体が問題であることを明らかにしており、実際に既存の法的実践はそうした直観と平行する形で機能している (Schotel 2012: ch.1)。つまり、「排除する権利」は実践的にも領域的な排除を含意している。

次に、こうした「排除する権利」は、以下二つのアプローチにより論証される (Cole 2011; Miller 2015)。第一に、入国管理ならびに移民受け入れに関する政策がもたらす安全保障、公衆衛生、人口の多寡、そして政治的・文化的独立性への予見的な影響に訴える帰結主義的なアプローチである<sup>5)</sup>。第二に、こうした政策の帰結とは独立した道徳的権利に訴える義務論的なアプローチである。前者は、排除の論理として道徳的直観に訴える強い説得力を持つと思われるが、本稿は、さしあたり後者のみに注目する試論的な扱いとしておきたい。というのも、後者は、国家には予見的な影響とは独立して個人を選別・排除する一般的権利があると主張している点でステイティストとして強い立場を擁護しているからである。

以上の整理をもって、本稿の目的は、何らかの道徳的権利に訴えることで論証される「排除する権利」が、自国領土内に足を踏み入れようとする個人を選別・排除する道徳的根拠として妥当であるかを検証することと要約できる。具体的に言えば、こうした論証において有力な根拠と目される (1) 集団の自己決定権、(2) 国家の支配権を検討することで、少なくともこれらの道徳的権利に訴える義務論的アプローチは、個人を選別・排除する根拠として妥当であるとは言い難く、よって現行の入国管理政策の正統性は帰結主義的なアプローチの是非にかかっていると主張したい。

## 2. 自己決定権

本節では、受け入れ国の集団的な自己決定権に訴えることで「排除する権利」を論証する立場を検討したい<sup>6)</sup>。こうした立場は、例えばウォルツァーが「入国許可と排除は共同的独立の核心であり、それらは自己決定の最も深い意味を示している」(Walzer 1983)と述べるように、排除の論理としてよく知られた道徳的根拠とも言えるだろう。その論理構造は比較的単純であり、以下二つの規範的主張を前提に、集団の権利行使により移民の選別・排除を正当化するというものである (Fine 2013; Van der Vossen 2015)。

自己決定権テーゼ：

SD1 集団は自己決定権をもつ

SD2 その自己決定権は、成員条件ルール (membership rule) を含意する

SD3 よって、集団は自己決定権の帰結として移民を排除する

まず、SD1 は集団が自己決定に関する推定的権利 (the presumptive right of self-determination) をもつこと、そしてSD2 はこうした集団の自己決定権がその成員構成に及ぶことを説明している<sup>7)</sup>。むろん、SD2 にはいくつかの補足的な議論が存在する。第一に、自己決定権それ自体に訴える議論である。個人の自己決定権は、自身に関わる事柄を支配する特権的な地位をもつといった自律性 (autonomy) を含意しており、われわれの直観に深く根ざした基本原理である。同様に、集団の自己決定権もまた、こうした自律性を備えており、その範囲で成員条件ルールを備えると考えられる。第二に、自己決定権が含意する他の道徳的権利に訴える議論である。例えば、ウェルマンは、自己決定権が含意する結社の自由 (freedom of association)、ならびに、そこに含まれる集団の部外者とは結社しない権利 (the right to disassociation) という原理に訴えることでSD2を説明している (Wellman 2008: pp.181-183)。つまり、誰かと特定の権利関係を結ぶ自由には、そうした関係から他者を潜在的に排除することを含意することで、成員条件ルールを備えると考えられる。

こうした自己決定権テーゼの特徴は、基本原理である自己決定権の権利主体を個人から集団に類推する点にあり、それにより自己決定権を行使する集団が経済移民や難民といった部外者を排除する根拠を論証することで、とりわけ排除する側とされる側のあいだの道徳的関係を明白に提示している点が魅力的である。

こうしたテーゼは、国家が行使する「排除する権利」を個人と集団のあいだの類推により論証するという方法に関わり、いくつかの問題が指摘されている<sup>8) 9)</sup>。しかし、仮に自己決定権テーゼそれ自体が妥当であるとしても、この種の論証は、果たして自国領土内に足を踏み入れようとする個人を選別・排除する道徳的根拠として妥当であるのだろうか。というのも、このテーゼにおける成員条件ルールそれ自体は、政治社会の正規構成員による平等な権利関係、つまり成員資格へのアクセスを選別・排除することを目的としており、出生国とは異なる国家の領土内で一時的に居住する学生やゲストワーカーといった短期滞在者の存在が、こうした成員条件ルールの観点から道徳的に問題であるという根拠が不透明であるからだ (Cole 2011: p. 238; Fine

2010: pp. 343, 354-355)。例えば、週末に公共施設である公園でフットボールをするクラブを想定されたい。フットボール・クラブが当該空間を少なくとも一時的にであれ占有する正統な権利主体であることが明らかであったとしても、こうしたクラブが成員資格へのアクセスを選別・排除する成員条件ルールをもって運営されることと、その非構成員が同時刻に公園で他のスポーツに興じることは一般的に言って両立可能である。つまり、成員資格へのアクセスと領土へのアクセスは概念的に区別可能であるばかりか、実践的にも区別可能である。

こうした批判への応答は、二つのアクセスのあいだの区別可能性を否定することである。例えば、ウェルマンはそのことを民主的平等、つまり一定の滞在期間を越えて居住する長期滞在者は社会の平等な構成員として成員資格が認められるべきであるという道徳的価値に訴えることで説明している (Wellman 2011: pp.133-153; See also Walzer 1983: ch.2)。それによれば、自己決定権テーゼそれ自体は、短期滞在者の受け入れを問題にするわけではないが、一度受け入れた移民がある程度の滞在期間を越えた場合に、政治的・社会的権利の段階的な分配が要請される以上、成員条件ルールの独立性を維持するためには、そもそも個人が領土内に入国することそれ自体を選別・排除するべきである。よって、成員資格へのアクセスからの排除は、間接的に領土へのアクセスからの排除を伴うべきである。

むろん、こうした応答それ自体は検討に値するだろう。例えば、フットボール・クラブが公園を一時的に占有する正統な権利主体であるにも関わらず、公園に存在する非構成員の人数もしくは非構成員が興じるスポーツの種類によっては、クラブの構成員が公園でフットボールをするという正統な権利を行使できない場合はありうるだろうし、また近くにいる非構成員を当日の試合に勧誘しては競技上の質を高めるというクラブの構成員が共有する価値を貶める場合があるだろう。しかし、こうした主張は、自国領土内における滞在者に対して民主的平等の観点から段階的に成員条件を緩めた場合に引き起こる予見的な影響に訴える帰結主義的なアプローチに依拠している点で義務論的アプローチを越えていると言える。

以上の議論から、自己決定権テーゼは、国境を越えて移動することで出生国と異なる領土内に足を踏み入れようとする個人を選別・排除する義務論的な根拠として妥当であるとは言い難い。その問題は、「排除する権利」が含意すべき領域的な排除は集団の自己決定権のみで論証できない点にある。

### 3. 支配権

本節では、受け入れ国の領域的支配権に訴えることで「排除する権利」を論証する立場を検討したい。こうした立場は、ブキャナンが「分離独立は必然的に領土への要求が含まれる」(Buchanan 1991: p.11)と述べるように、例えば集団による自己決定行為が政治的なもの (political self-determination) として国家の支配権限に及ぶ場合に、そうした権限が備える領域性に着目することを強調する。

例えば、ブレイクは、国家は特定の領域的空間において責務 (obligation) を共有する法的共同体であることを念頭にした上で、前節で検討した自己決定権テーゼとは異なる道徳的根拠を提示している (Blake 2013a)。その論理構造は、以下二つの規範的主張を前提に、国家の権利行

使により移民を排除するというものである。

支配権テーゼ：

TJ1 正統な国家は支配権をもつ

TJ2 領土への参入者は、個人の自由を侵害する

TJ3 よって、国家は支配権の行使により移民を排除する

まず、TJ1 は国家の正統性に関する規範的主張を含意している。つまり、国家は、権利保護という普遍的要請を効率的に実現するために必要な強制力を備えた法的制度であり、よって領土への正統な権利は要請される制度的機能を満たす限りで認められる<sup>10)</sup>。むしろ、こうした国家による支配権が特定の領土に及ぶという論証それ自体は、個人を排除する道徳的根拠とはならない（Blake 2013a: pp.110-113）。次に、TJ2 は、国家の正統性に由来する責務負担（imposing obligation）に関する規範的主張を含意している。それによれば、一度自国領土内に足を踏み入れた移民の存在は、彼らの権利保護に関する新たな責務（a new set of obligation）を発生させることで、受け入れ国の個人の自由を侵害している。というのも、ブレイクによれば、われわれ個人は「同意なしで責務を課す他者から自由であるべき推定的権利（a presumptive right to be free from others imposing obligations on us without our consent）」があるからである（Blake 2013a: pp.113-115, 120）。つまり、他者とのあいだに権利義務関係を発生させる特定の理由がない場合に、個人になんらかの行為を強制するためには同意が必要であり、よって強制的に（non-consensually）言われなき責務を負担させることは、不当に自由を侵害する行為である。

以上の議論から、国境を越えて移動することで出生国と異なる領土内に足を踏み入れようとする個人は、そうした領土ですでに居住する個人に対して権利保護に関する言われなき責務を不当に負担させることで自由を侵害する（Blake 2013a: pp.118-120）。よって、受け入れ国の支配権は、権利保護による新たな責務という観点から自国領土における望まない移民を排除する権利をもつ。

こうした支配権テーゼの特徴は、国境をはさんで居住する諸個人のあいだの権利義務関係を調停する強制制度としての権限から、国家が移民を排除する権利を捉えている点にある<sup>11)</sup>。とりわけ、個人を排除する道徳的根拠となる新たな責務は、自国領土において移民が存在するだけで発生する以上、排除する側は望まない個人が領土内に足を踏み入れ入国することそれ自体を問題にできる点が魅力的である。

しかし、こうしたテーゼは、排除する側とされる側のあいだの道徳的関係の同定に関して問題がある。まず、新たな責務をめぐる問題は、あくまでも同意なしの責務から自由であるべき推定的権利という義務論的な根拠にあり、領土内における滞在者の増加による責務負担の費用といった帰結主義的な根拠でないことは確認されたい（Blake 2013a: p.115; See also Kates & Pevnick 2014: pp.187-190）。その上で、支配権テーゼの TJ2 を以下のように修正したい。

TJ2  $\alpha$  X 国生まれの市民（natural-born citizen）A の存在は、X 国に新たな責務を発生させる

TJ2  $\beta$  Y 国生まれの経済移民 B の存在は、X 国に新たな責務を発生させる



修正されたTJ2は、自国領土への参入者として新たな責務を発生させる個人は移民に限らないという点を認めた上で、二人の参入者の比較を促すものである。まず、両者は他者を義務付ける権利主体として平等な道徳的地位にあるわけだが、その相違点として、AはX国に出生することで新たな責務を発生させる一方、BはY国からX国へと異なる領土に移動・入国することで新たな責務を発生させる。しかし、ブレイクが主張するように、われわれに同意なしの責務から自由であるべき推定的権利があり、そうした権利に相関する言われなき責務負担を差し控える義務を遵守すべき義務論的な理由があるのならば、なぜ新たな責務の発生により要請される特別な正当化、つまり同意の取り付けは、移民Bのみに要求されるのだろうか（Kates & Pevnick 2014:p.190）<sup>12)</sup>。

こうした批判への応答は、複数の自由が衝突する状況において、上記の推定的権利は道徳的に絶対的ではなく制限される場合があると主張することである（Blake 2013a: p.119）。ここで、ブレイクの主張はあくまでも義務論的な議論であることを思い出されたい。よって、ブレイクによれば、X国生まれの子供Aに対して新たな責務の発生により要請される特別な正当化が問われない道徳的根拠は、子供Aを産む両親がもつ身体的な自由や生殖の自由に関する道徳的権利が、子供Aが発生させる責務から自由であるべき推定的権利に比べて、より中心的（more central）であるからである（Blake 2013a: p.119）。一方で、恐らくブレイクが考えるところでは、仮に移民Bは権利保護が保障されたY国で出生した上でX国へと移動・入国する場合には、移民Bには権利保護が保障される居住国として複数の選択肢が存在する以上、彼・彼女がもつ移動する自由は、X国の個人がもつ推定的権利を制限させるほどに中心的ではないと評価されるのだろう。よって、移民Bのみに新たな責務の発生により要請される特別な正当化が問われることになる。

しかし、こうした応答は成功していない。例えば、次の事例を想定されたい<sup>13)</sup>。

#### X国の排斥政策：

X国生まれの市民A'は、彼がX国の大多数の市民が支持するフットボール・クラブとは異なるクラブを支持しているという理由により自国領土から排斥されている。この時、隣国ZはこのA'の受け入れを快く表明することで、A'は居住地の変更後もX国と同程度の権利保護が保障されるとする。

この事例において、X国生まれの市民A'は不幸なことに自国領土内にいながら移民Bと似た状況にある。しかし、われわれの道徳的直観は、このようにX国の大多数の市民が自国領土から市民A'の離脱を望むといった排斥政策は許容されるべきではなく、たとえ市民A'が大多数の市民にとって望まない個人であっても、彼はX国領土において居住して異なるクラブを支持する自由が保障されるべきである、と判断するだろう。ところが、ブレイクがこうした直観的な判断を説明するためには、市民A'がX国領土において居住して異なるクラブを支持する自由は、X国にすでに居住する個人の新たな責務から自由であるべき権利に比べてより中心的である必要がある。しかし、仮にそうした論証が妥当であるのならば、一体なぜ移民BがX国領土において居住して自らの善き生を享受する自由は、X国に居住する個人の新たな責務から自由であ

るべき権利に比べてより中心的であると言えないのだろうか。つまり、X国から排斥される市民AとX国から排除される移民Bは、X国における大多数の市民にとって望まない個人であり、同時に、彼らには同程度の権利保護が期待できる二つの居住地を選ぶことができるという点において明らかに類似した状況にありながら、新たな責務の発生により要請される特別な正当化は、無根拠に他国生まれの移民Bのみに要求されている（Kates & Pevnick 2014: p.192）<sup>14)</sup>。

以上の議論から、支配権テーゼは、国境を越えて移動することで出生国と異なる領土内に足を踏み入れようとする個人を選別・排除する義務論的な根拠として妥当であるとは言い難い。ブレイクによる議論の骨子は、自国領土における望まない個人の存在はそこで居住する個人の自由への侵害である以上、これを排除できるという点にある。しかし、こうした主張が移民のみを排除する道徳的根拠として適切に機能するためには、排除されるべきでない対象である市民Aと排除されるべき対象である移民Bは区別される必要があるのだが、その点を権利保護という普遍的な要請から理解された支配権からは説明できない。

#### 4. 領土と自己決定集団

ここまでの議論を要約しておきたい。受け入れ国の集団的な自己決定権に訴えることで「排除する権利」を論証する立場は、そうした権利が含意する道徳的内容、つまり領土からの排除という点において不十分である一方、受け入れ国の領域的裁治権に訴えることで「排除する権利」を論証する立場は、排除する個人と排除される個人という道徳的関係を特定できない点で失敗している。

そこで本節では、上記の二つの問題を回避した上で「排除する権利」を論証するもう一つの立場を検討したい。こうした立場は、例えばムーアが「支配に関する権威（jurisdictional authority）は、(...) 普遍的な理想としての正義を擁護する権利ではなく、むしろ特定の国家、もしくは、特定の集団的な自己決定の試みに存在する道徳的価値を擁護する権利である」（Moore 2015: p.196）と述べるように、国家の正統性は、関係的価値（associative value; relational value）の保全という個別的要請から捉えられるべきであると主張する<sup>15)</sup>。そして、こうした立場に依拠した場合、支配権テーゼの論理構造は、次のように変貌する。

関係的価値による支配権テーゼ：

TJ1' 集団は自己決定権をもつ

TJ2' 国家の正統性は、自己決定集団が生む関係的価値の保全にある

TJ3' 領土への参入者は、集団の自由を侵害する

TJ4' よって、国家は領域的支配権の行使により移民を排除する

この種の支配権テーゼは、ブレイクの支配権テーゼが念頭におく個人の自由ではなく、自己決定権テーゼを巧みに取り込むことで自己決定集団の自由に訴える。それによれば、自国領土内の望まない個人の存在は、そこで居住する集団の自由への侵害にあたる以上、これを排除できる。この場合に、自国生まれの市民は権利保護に関して移民と同等の責務を発生させるとい

う支配権テーゼへの批判に対しては、両者は集団が共有する関係的価値といった観点から区別されると応答される。つまり、こうした論証では、ブレイクが無根拠に前提とした集団の個性を媒介とすることで、排除主体となる「自国の市民 (fellow citizens)」と排除対象となる「他国の市民 (non-fellow citizens)」のあいだの道徳的關係が予め特定される。

むろん、こうした論証が成立するためには、国家による支配権は、集団の個性と結びついている必要がある。具体的に言えば、領土が自己決定集団の居住分布と緩やかに一致し、そうした集団による関係的価値を体現するべきである。この点において、例えばミラーは、国家による支配権限が及ぶ領土は、特定の集団がみずからの生活様式やニーズに適うよう土地を占有し、これを変容 (transformation) することで創出・蓄積した価値の源泉であり、代えがたい愛着の対象であると主張する (Miller 2011:pp. 258-259)。つまり、特定の集団により醸成されてきた社会・文化的価値を体現する場所こそ、国家の支配権限が及ぶ領土であり、よって領土内の移民の存在は既存の自己決定集団に独自の自由を侵害する以上、国家は支配権として移民を排除する権利を有する。

こうした関係的価値による支配権テーゼは、集団的な自己決定権に訴える論証が不足していた領土への権利を備えており、同時に、ブレイクのような領域的支配権に訴える論証が無根拠に前提とした排除主体となる自国民と排除対象となる他国民のあいだの道徳的關係を同定する根拠もまた兼ね備えている点で魅力的であると言えるだろう。

むろん、関係的価値による支配権テーゼは、「排除する権利」の道徳的根拠を越えて、こうしたテーゼが念頭にする国家の正統性ならびに領土への権利を説明する理論の妥当性如何に大きく依存しており、その評価は別稿で詳細に検討している<sup>16)</sup>。ここでは、一点疑義を述べておきたい。例えばオーストラリアやカナダのような多文化国家を想定されたい。こうした国家では、領土支配を確立してきた英語圏のマジョリティ集団以外にも、異なる社会・文化的アイデンティティを共有する集団が特定の土地において密集性をもって居住しており、そこで創出される関係的価値は代えがたい愛着の対象となっている。この場合に、該当する集団は、自己決定権を政治的に行使することで居住する領土内に異なる領土支配を確立することを許容されるのだろうか。恐らくその回答は、大半の集団に分離独立は道徳的に認められないが、カナダ・ケベック州のように認められる可能性のある集団もあるというものであろう。しかし、ここで問題であるのは、関係的価値による支配権テーゼが、二つの集団を区別する基準を持ち合わせておらず、とりわけ大半の集団は、土地占有と変容の反復にも関わらず、一体なぜ分離独立が認められないのかを説明できない点にある (Stilz 2011: pp. 576-577; See also Moore 2015:pp.122-124)。つまり、こうした支配権テーゼは、既存の自己決定集団のみが特定の領土への正統な権利者であることを示す根拠を提示する必要があるのだが、この肝心な点を理論内在的に論じられていない。

国家の領土支配は、多くの場合に自己決定集団の居住空間を含む以上、国家による支配権が結果として特定の集団のみが共有する文化・社会的価値を保全する場合も考えられるが、だからといって、そうした権利の正統性は特定の集団のみが共有する価値の観点から評価されるべきでない。よって、関係的価値による支配権テーゼに訴える論証は、国家による領土への権利に関する正当化理論という独立した道徳的根拠により退けられる。



## 5. おわりに

本稿は、集団の自己決定権ならびに国家の支配権といった道徳的権利に訴えることで「排除する権利」を論証する義務論的アプローチが、領土内に足を踏み入れようとする個人を選別・排除する道徳的根拠として妥当であるかを検証した。しかし、これらの道徳的権利に訴える義務論的な根拠はいずれも成功しておらず、各国が独自に施行する入国管理政策は全体として正統性を有するというステイティストとして強い立場の論証として十分でないことが明らかとなった。よって、入国管理政策の一部に正統性を付与する唯一残された道徳的根拠として、恐らくは帰結主義的なアプローチの是非が問題となるだろう。以上を本稿の暫定的な結論としたい。

※ 本稿は、国際カンファレンス「カタストロフィと正義：移民／難民とカタストロフィ」（立命館大学創思館カンファレンスルーム，2016年3月7日・8日）における英語による報告原稿を元に行っている。なお、執筆の際に井上彰氏（東京大学）、岸見太一氏（早稲田大学院）よりコメントを頂いた。

### 注

- 1) 移民の倫理学または移民の正義論は、近年研究蓄積が急速に進んでいる分野の一つと言っても過言ではないだろう（Fine & Ypi 2016）。関連する邦語先行研究としては、代表的なものとして例えば（浦山 2009; 岸見 2014; 森村 2014）を参照されたい。本稿は、これらの先行研究と一部重複する主張もあるが、その多くを「領土」との関係で論じている。
- 2) グローバルな正義論と呼ばれる分野では、大まかに言って権利義務の公正な分配のための制度的スキームたる国家の自明性を批判し、分配原理の射程は国家を越えて適用されるべきであると主張する「コスモポリタニズム（cosmopolitanism）」と、分配原理の射程に関わり国際・国内社会は区別されるべきであると主張する「ステイティスト（statist）」という二つの立場が存在する。なお、前者の立場で国境解放論に親和的な主張としては、（Cole 2011; Wilcox 2007, 2009）を参照されたい。
- 3) 移動の自由は、ホーフエルトの分類において他者への義務を伴う請求権とは区別される自由権と捉えればよい。こうした自由権は、道徳的主体としての個人の自由もしくは地球の共同所有といった比較的論争的でない規範的主張から導出できる（Benhabib 2004）。なお、こうした自由を請求権となる人権として捉えるべきでないと主張する独立した議論は、（Miller 2005）を参照のこと。
- 4) 本稿に類似する区別として、例えば、居住請求（claims of residence）・構成員請求（claims of membership）という区別（Pevnick 2009: p.155）や、領土から排除する権利・領土への居住を排除する権利・政治社会の構成員から排除する権利といった区別（Fine 2010: pp.342-343）がある。
- 5) 帰結主義なアプローチに関しては、例えば（Christiano 2006; Pevnick 2009; Scheffler 2007; Waldron 2015; Ypi 2008）を参照のこと。
- 6) 自己決定権に訴える論者として、（Miller 2005, 2015; Moore 2015; Walzer 1983; Wellman 2008, 2011）を参照のこと。ウェルマンは「排除する権利」を自己決定が有する一般的価値のみに訴えて論証しているが、他の論者は特定の主体による自己決定が国家の正統性と関係する。後者の立場は第4節で扱う。
- 7) もちろん、個人と集団の関係が問題にはなるが、ここでは集団が自己決定の権利主体であると想定しておく。
- 8) SD2の成員条件ルール、つまり集団的な自己決定権が部外者を排除できるという主張それ自体への批判としては、（Van der Vossen 2015）を参照のこと。その他、ウェルマンによる結社の自由に訴える論

証への批判としては、(Blake 2012; Fine 2010; Wilcox 2012)を参照のこと。

- 9) 少々脱線するが、自己決定権テーゼの実践的含意がもつ問題を一点指摘しておきたい。それによれば、こうしたテーゼによる「排除する権利」の論証は、いわゆる難民と経済移民のあいだの規範的区別に内的説明を与えることができない点において問題である。一般的に言って、経済移民と比較して難民は、移動の自由以外に受け入れられるべき特別な理由があるように思われる。しかしながら、自己決定権テーゼは、排除する側の理由のみで国家の排他的権利を論証する片務的正当化であり、移民の道徳的地位とは無関係に、選別の自由裁量もしくは全面的な排除を許容する。この点に関して、ウェルマンは、難民もまた成員条件ルールの例外とならないことに正しくも自覚的であるが、これは彼に独自の問題というよりは、自己決定権テーゼの片務性に関する問題であると考えられる。むしろ、このテーゼに依拠する多くの論者は、両者に規範的区別を与える人権論といった外的理由の存在を認めているが、排除する側の理由に対して難民の特別な理由は低く見積もられる可能性がある。ここでの問題は、自己決定権テーゼが、難民の特別な理由を認める用意があることでは不十分であり、より実践的に言えば、そうした理由に十分な重み付けを与える根拠を提示する必要があるということである。
- 10) これは、分配原理の射程として国際・国内社会を区別するステイティストの立場を支える正義の有界化 (demarcation) の議論に該当する。例えば、(Blake 2001, 2003; Nagel 2005)を参照のこと。
- 11) 脚注9に関連して言えば、支配権テーゼによる論証は、難民と経済移民のあいだの規範的区別に内的説明を与えられる点において自己決定権テーゼよりも実践的に優れている。つまり、受け入れ国は、すでに権利保護が保障された出生国から移動する経済移民を排除できる一方で、こうした権利保護が何らかの理由で保障されない地域からの難民を原理的には排除できない。というのも、彼らが享受すべき基本的権利は、他者を義務付ける独立した理由と考えられるからだ (Blake 2013a: pp.125-130)。
- 12) カンファレンスにおいて安藤馨氏 (神戸大学) より、ブレイクの応答と類似するような「X国生まれのAは、その両親の権利との関係により、Y国生まれの移民Bとは異なる道徳的地位にあると考えられるのではないか」といった内容のコメントを頂いた。ここで問題となるのは、ブレイク自身が述べているAの両親がもつ身体的な自由や生殖の自由、もしくはAの両親がAに対して負う個別的責務が、同意なしの責務から自由であるべき一般的権利を制限するのかということである。しかし、これから論じるように、前者は後者よりも道徳的権利として「より中心的である」というブレイクの応答は成功していないと思われる。
- 13) この事例は (Kates & Pevnick 2014: pp.191-192)を参照し、適宜修正を加えた。この仮想事例におけるA'のフットボール・クラブの最員は、自由の問題として比較的些細な内容であることに注意されたい。
- 14) ブレイクの議論に関して二点ほど付記しておきたい。(1) ブレイクが新たな責務の発生により要請される特別な正当化を、無根拠に他国生まれの移民のみに要求している点に関して、その理論的な問題関心が、リベラルな社会にとっての外交政策をめぐる道徳的理論であることは示唆的かもしれない (Blake 2013b)。つまり、ブレイクの理論提示の前提として、排除主体となるリベラルな社会の市民と排除対象となるそれ以外の社会からの移民という道徳的關係が存在する可能性がある。(2) 端的に言って、新たな責務 (a new set of obligation) で意図される内容が明瞭でない (Kates & Pevnick 2014: pp.187-190)。むしろ、正統な国家はすでに権利保護に関する責務を共有している以上、これを全く新しい形の責務 (new types of obligation) と解釈することには無理がある。であるならば、こうした新たな責務は既存の責務に対して付加的な責務と解釈されるのだろうが、その場合には、ブレイクの意図に反して帰結主義的なアプローチと接合することが自然であるように思われる。
- 15) こうした立場として、(Pevnick 2011; Miller 2007, 2011; Moor 2015)を参照のこと。なお、義務論的アプローチとして自覚的に展開されるウェルマンやブレイクの議論と異なり、こうした立場は、多くの場合に、移民受け入れにより引き起こる予見的な影響に訴える帰結主義的なアプローチを混在させる傾向にある。ただし、以下で論じるように、自己決定集団、裁治権、領土の三つが強く結びつく想定した

場合、国家は予見的な影響とは独立して個人を選別・排除する一般的権利があると主張することは原理的に可能であるように思われる。

16) 筆者による別稿として、(福原 2017) を参照のこと。なお、領有権に関して本稿の立場に近いものとして、(Stilz 2011; Waldron 1996; Ypi 2013; 2014) を参照のこと。

## 参考文献

- Benhabib, Seyla. (2004) *The Rights of Others: Aliens, Residents, and Citizens*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Blake, Michael. (2001) "Distributive Justice, State Coercion, and Autonomy," *Philosophy & Public Affairs*, 30: 257–296.
- Blake, Michael. (2003) "Immigration," In Wellman, Christopher Heath & Frey, R. G (eds.). *A Companion to Applied Ethics (Blackwell Companions to Philosophy)*, Malden, Mass: Blackwell Pub.
- Blake, Michael. (2012) "Immigration, Association, and Antidiscrimination," *Ethics*, 122: 748–762.
- Blake, Michael. (2013a) "Immigration, Jurisdiction, and Exclusion," *Philosophy & Public Affairs*, 41: 103–130.
- Blake, Michael. (2013b) *Justice and Foreign Policy*. Oxford: Oxford University Press.
- Buchanan, Allen. (1991) *Secession: the morality of political divorce from Fort Sumter to Lithuania and Quebec*. Boulder: Westview Press.
- Buchanan, Allen. (2003) "The Making and Unmaking of Boundaries: What liberalism has to say," in Buchanan, Allen & Moore, Margaret (eds.) *States, Nations and Borders: The Ethics of Making Boundaries*, Cambridge, UK; New York: Cambridge University Press.
- Carens, Joseph. (1987) "Aliens and Citizens: The Case for Open Borders," *The Review of Politics*, 49: 251–273.
- Christiano, Thomas. (2006) "A democratic theory of territory and some puzzles about global democracy," *Journal of Social Philosophy*, 37: 81–107.
- Cole, Phillip. (2011) "Open Borders: An Ethical Defense," In Wellman, Christopher Heath & Cole, Philip. *Debating the Ethics of Immigration: Is There a Right to Exclude?* New York: Oxford University Press.
- Fine, Sarah. (2010) "Freedom of Association Is Not the Answer," *Ethics*, 120: 338–356.
- Fine, Sarah. (2013) "The Ethics of Immigration: Self-Determination and the Right to Exclude," *Philosophy Compass*, 8, 254–268.
- Fine, Sarah & Ypi, Lea. (2016) *Migration in Political Theory: The Ethics of Movement and Membership*. Oxford: Oxford University Press.
- Kates, Michael. & Pevnick, Ryan. (2014) "Immigration, Jurisdiction, and History," *Philosophy & Public Affairs*, 42: 179–194.
- Miller, David. (2005) "Immigration: The case for limits," In Cohen, Andrew & Wellman, Christopher Heath (eds.). *Contemporary Debates in Applied Ethics (Contemporary debates in philosophy)*. Malden, Mass: Blackwell.
- Miller, David. (2007) *National Responsibility and Global Justice*. Oxford: Oxford University Press (富沢克ら訳 (2011) 『国際正義とは何か：グローバル化とネーションとしての責任』風行社)。
- Miller, David. (2011) "Territorial Rights: Concept and Justification," *Political Studies*, 60: 252–268.
- Miller, David. (2015) "Justice in immigration," *European Journal of Political Theory*, 14: 391–408.
- Moore, Margaret. (2015) *A Political Theory of Territory*. Oxford: Oxford University Press.
- Nine, Cara. (2012) *Global Justice and Territory*. Oxford: Oxford University Press.
- Nagel, Thomas. (2005) "The problem of global justice," *Philosophy & Public Affairs*, 33: 113–147.
- Lægaard, Sune. (2010) "What Is the Right to Exclude Immigrants?," *Res Publica* 16: 245–62.

- Lægaard, Sune. (2013) "Territorial Rights, Political Association, and Immigration." *Journal of Moral Philosophy* 10: 645–70.
- Pevnick, Ryan. (2009) "Social Trust and the Ethics of Immigration Policy," *Journal of Political Philosophy*, 17: 146–167.
- Pevnick, Ryan. (2011) *Immigration and the Constraints of Justice: between open borders and absolute sovereignty*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Scheffler, Samuel. (2007) "Immigration and the Significance of Culture," *Philosophy & Public Affairs*, 35: 93–125.
- Schotel, Bas. (2012) *On the Right of Exclusion: Law, Ethics and Immigration Policy*. Abingdon, Oxon: Routledge.
- Song, Sarah. (2016) "The Significance of Territorial Presence and the Rights of Immigrants," in Fine, S & Ypi, L. (eds.) *Migration in Political Theory: The Ethics of Movement and Membership*. Oxford: Oxford University Press.
- Stilz, Anna. (2011) "Nations, States, and Territory," *Ethics*, 121: 572–601.
- Van der Vossen, Bas. (2015) "Immigration and self-determination," *Politics, Philosophy & Economics*, 14: 270–290.
- Waldron, Jeremy. (1996) "Kant's Legal Positivism," *Harvard Law Review*, 109: 1535–1566.
- Waldron, Jeremy. (2015) "Immigration: A Lockean Approach," *New York University Public Law and Legal Theory Working Papers*. 531: 1-34.
- Walzer, Michael. (1983) *Spheres of Justice: a Defense of Pluralism and Equality*. New York: Basic Books (山口晃訳 (1999) 『正義の領分』 而立書房).
- Wellman, Christopher Heath. (2005) *A Theory of Secession: the case for political self-determination*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Wellman, Christopher Heath. (2008) "Immigration and Freedom of Association," *Ethics* 119: 109–41.
- Wellman, Christopher Heath. (2011) "Freedom of Association and the Right to Exclude," in Wellman, Christopher Heath & Cole, Philip. *Debating the Ethics of Immigration: Is There a Right to Exclude?*, Oxford University Press.
- Wellman, Christopher Heath & Cole, Phillip. (2011) *Debating the Ethics of Immigration: Is There a Right to Exclude?* New York: Oxford University Press.
- Wilcox, Shelley. (2007) "Immigrant Admissions and Global Relations of Harm," *Journal of social philosophy* 38: 274–91.
- Wilcox, Shelley. (2009) "The Open Borders Debate on Immigration," *Philosophy Compass*, 4: 813–821.
- Wilcox, Shelley. (2012) "Do duties to outsiders entail open borders? A reply to Wellman," *Philosophical Studies*, 169: 123–132.
- Ypi, Lea. (2008) "Justice in Migration: A Closed Borders Utopia?," *Journal of Political Philosophy*, 16: 391–418.
- Ypi, Lea. (2013) "Territorial Rights and Exclusion," *Philosophy Compass*, 8: 241–253.
- Ypi, Lea. (2014) "A Permissive Theory of Territorial Rights," *European Journal of Philosophy*, 22: 288-312.
- 浦山聖子 (2009) 「移民の正義論：リベラルな平等主義とナショナリズムの関係」『法哲学年報』 168-174 頁 .
- 岸見太一 (2014) 「J.H. カレンズの移民の倫理学：政治理論における理想と現実の統合の一方法」『早稲田政治公法研究』 105: 17-33 頁 .
- 福原正人 (2017) 「領有権の正当化理論：国家は何をもって領土支配を確立するのか」『法と哲学』 3: 109-132 頁 .
- 森村進 (2014) 「移民の規制は正当化できるか？」宇佐美誠編『グローバルな正義』 勁草書房, 第五章 .